

第50号議案

中間市男女共同参画推進条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月3日提出

中間市長 松下 俊男

# 中間市男女共同参画推進条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則(第1条―第8条)

### 第2章 基本的施策(第9条―第17条)

### 第3章 中間市男女共同参画審議会(第18条)

### 第4章 雑則(第19条)

### 附則

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会と連動し、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきました。平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成が21世紀の最重要課題と位置付けられています。

中間市では、平成10年に「中間市人権擁護条例」を制定し、あらゆる差別のないまちづくりを目指し、また、平成16年には、「中間市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、様々な取組を行っています。

しかしながら、男女の役割を性別によって固定的にとらえる慣行や制度、性別による差別や偏見、暴力など今なお多くの課題が残っています。

また、少子・高齢化は、急速に進展しており、今後人口が減少していく社会が到来することが予測されています。こうした社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力あるまちづくりを進めていくためには、女性のチャレンジ支援を積極的に進めることにより、女性の個性と能力を十分に発揮できる社会を構築することが必要となっています。

このような状況を踏まえ、中間市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、市、市民及び事業者等が一体となって「一人一人が生きるまち なかま」を実現するため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、中間市(以下「市」という。)の男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実行することにより、性にかかわらず、市民の人権が尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者等 市内において、事業所を有する法人(個人事業主を含む。)その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(配偶者であった者を含む。)、恋人等親密な関係にある者に対する身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が対等な関係のもとに、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して自ら決定し、個人の意思が尊重され、生涯にわたり身体的精神的及び社会的に良好な状態が確保されること。
- (6) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動が根絶されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 市は、国、県その他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して推進施策を実施しなければならない。
- 4 市は、市民及び事業者等の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、地域、家庭、職場、

学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、事業又は活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者等は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう、職場環境等の整備に努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第7条 全ての人、地域、家庭、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。

(情報の公表に際しての配慮)

第8条 全ての人、公表する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を助長又は連想させる表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(男女共同参画に係る基本的な計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「男女共同参画プラン」という。)を策定しなければならない。

2 男女共同参画プランは、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画プランを策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第18条第1項の規定により設置する中間市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画プランを策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、社会の情勢の変化等に対応するため、必要に応じて男女共同参画プランの見直しを図らなければならない。

6 市長は、毎年、男女共同参画プランの実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、あらゆる施策を策定し、又は実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

2 市は、広報広聴活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、幼児教育(保育園及び幼稚園)、学校教育(小学校及び中学校)、社会教育その他の教育活動に関わる者に対して適切な支援を行うものとする。

(市における男女共同参画推進の取組)

第12条 市は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。

(1) 市長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等に委員を任命、委嘱又は選任するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないように努めること。

(2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めること。

(3) 職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる職場環境の整備に努めること。

(家庭生活とその他の活動との両立支援)

第13条 市は、性別にかかわらず全ての人が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供など適切な支援に努めなければならない。

(農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第14条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援及び必要な環境整備を行うよう努めなければならない。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な事項の調査研究を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的に策定し、実施し、又は評価するために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成に関する取組の拠点施設の設置に努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第17条 市が実施する施策で、男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策につい

て苦情の申出があった場合は、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 性別による差別的取扱い、その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が阻害された場合の市民からの相談に関し、市は、速やかに関係機関と連携し適切な措置を講じなければならない。
- 3 市は、前2項に規定する苦情の申出及び相談に関する問題解決を図るため、相談窓口を置かなければならない。

### 第3章 中間市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第18条 本市における男女共同参画の推進を図るため、中間市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査及び審議を行う。
  - (1) 男女共同参画社会の形成に向けた施策に関すること。
  - (2) 前号の施策の実施状況に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関すること。
- 3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市長が委嘱した15人以内の委員をもって組織する。
- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満にならないよう努めなければならない。
- 6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(中間市男女共同参画審議会設置条例の廃止)
- 2 中間市男女共同参画審議会設置条例(平成21年中間市条例第8号)は、廃止する。

(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に廃止前の中間市男女共同参画審議会設置条例(以下「審議会条例」という。)第1条の規定により設置されている中間市男女共同参画審議会は、この条例第18条第1項の規定により設置された中間市男女共同参画審議会とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に審議会条例第3条第2項の規定により中間市男女共同参画審議会の委員に委嘱された者は、この条例第18条第4項の規定により委嘱されたものとみなす。

この場合において、委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第 6 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。